

「富士見市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について

1 制定の経緯

平成30年3月22日に公布された「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）」により、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準の一部が改正されたことに伴い、標記条例に改正が必要となったもの。

2 制定内容

○地域密着型サービスのうち、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）において、法人だけでなく「病床を有する診療所を開設している者」も事業所として指定を受けることができるようになった旨を規定。（第3条第1項）

富士見市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例

(平成24年条例第28号) 新旧対照表

新	旧
<p><u>(指定地域密着型サービス事業者等の資格)</u></p> <p><u>第3条 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。</u></p> <p><u>2 法第79条第2項第1号、法第115条の12第2項第1号及び法第115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。</u></p>	<p><u>(指定地域密着型サービス事業者等の資格)</u></p> <p><u>第3条 法第78条の2第4項第1号、法第79条第2項第1号、法第115条の12第2項第1号及び法第115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。</u></p>